

# 第8章 景観まちづくりの促進

## 1. 重点地区への移行と拡大

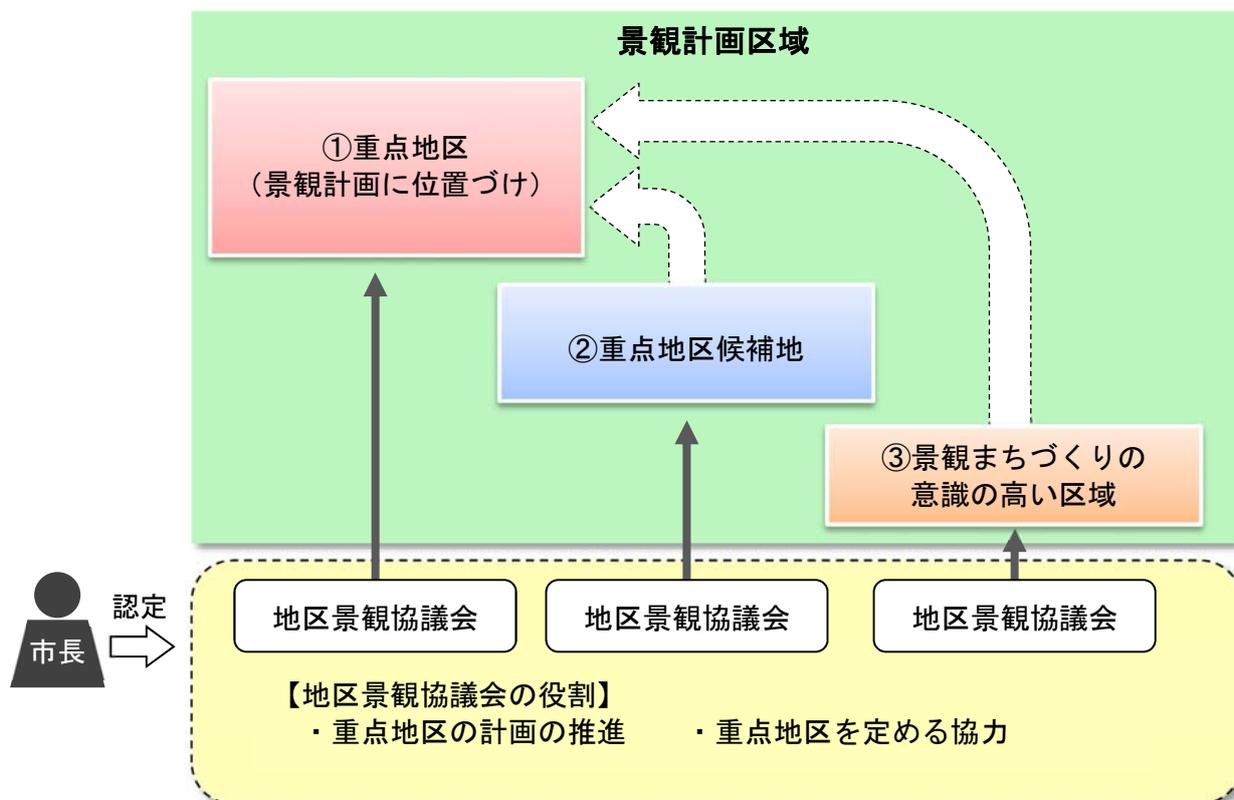
関市には景観資源が豊富にあるため、今後もこれらの資源を活用しながら積極的に重点地区への移行に努めていきます。

重点地区における景観形成の方針や行為の制限等については、地域住民や関係者、事業者、行政との協働により策定するものとします。

### (1) 地区景観協議会（仮称）の指定

重点地区の移行・拡大を促進するため、地区内の住民、事業者の皆さまが主体となり、良好な景観形成を目指す「地区景観協議会（仮称）」を設置できるものとします。

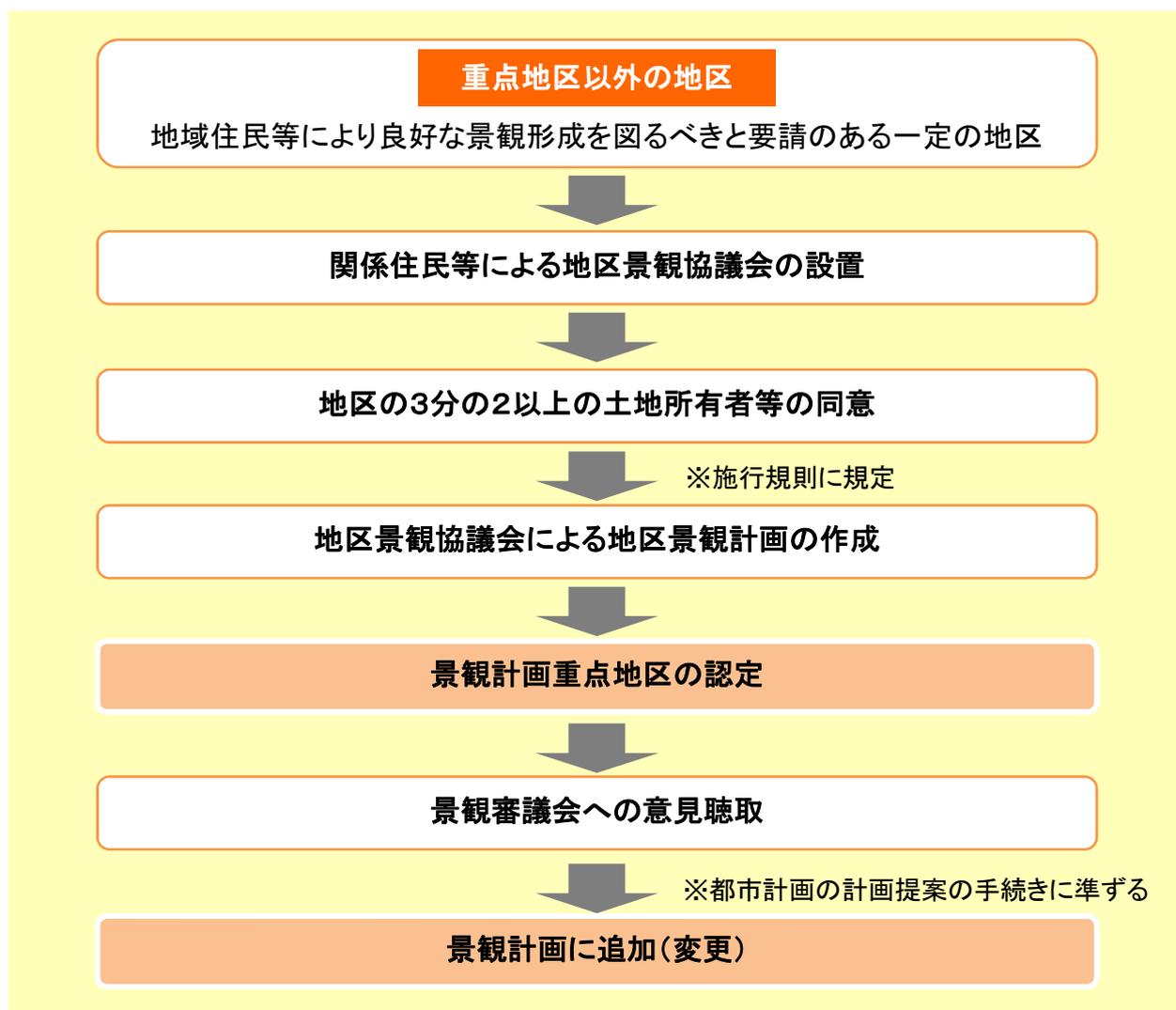
この組織は、今後、重点地区ができた場合にはその計画の推進、これから重点地区を検討していく場合には重点地区に指定するための協力の役割を求め、その受け皿となる組織を市長が認定するものです。また、重点地区候補地以外の地区についても、地区景観協議会が設置できるものとします。



## (2) 景観計画重点地区への移行について

重点地区候補地や、地域住民等により景観まちづくりを行う地区については、景観計画重点地区へ移行する仕組みを条例に設けます。

地区景観協議会の設置を推奨し、土地所有者の3分の2以上の同意、景観審議会への意見聴取、都市計画の手続きを経て、景観計画に重点地区の追加（変更）ができる仕組みとします。



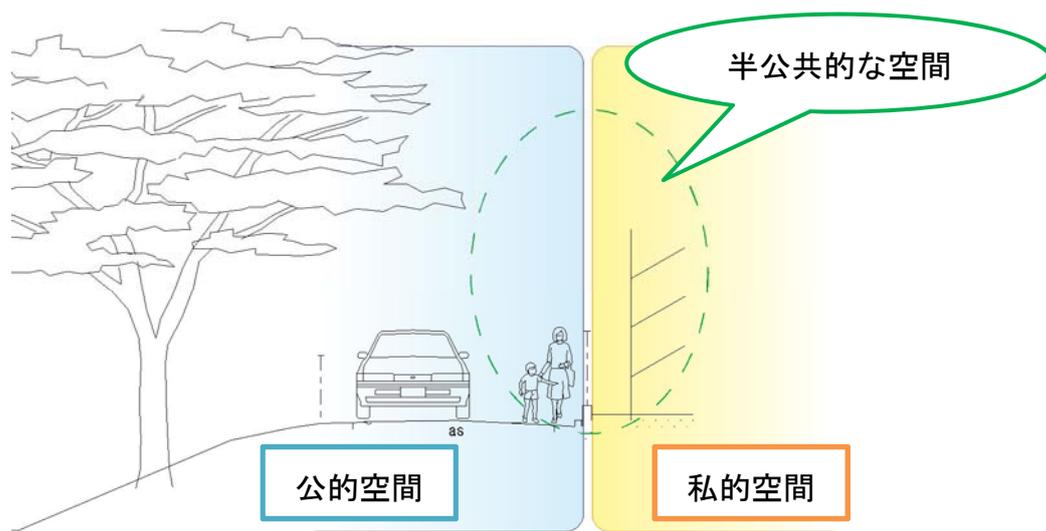
## 2. 景観まちづくり

景観形成は、保全（守る）、整備（育てる）、形成（つくる）という手法が用いられ、その主体が重要視されます。なぜなら、景観形成は公共だけで成しうるものではなく、その資源の多くは民間のものだからです。

また、私たちを取り巻く環境は、住宅等の「私的空間」と道路や河川等の「公的空間」から成り立っています。しかし、私的空間の外観は、目にみえるながめの一部として、「公共性」を持ち合わせており、景観の面からは、半公共的な空間と捉えることができます。

したがって、景観形成には民間の力が不可欠であり、公民協働で成しうるものと言えます。

景観まちづくりは、市民や事業者と行政がともに公民協働で取り組むものと認識し、その協働体制をつくることが良好な景観を守り、育て、つくっていくことの第一歩となります。



【景観形成の対象となる空間】

### 【景観と所有者との関係】

景観資源		所有者又は管理者
自然系	山	多くは民間
	川	公共
	田園	民間
居住系	道路	公共
	公園	公共
	家屋	民間

### 3. 市民・事業者による自主的な景観まちづくり促進への支援

関市景観計画を実行性のあるものとするため、また将来の関市の景観形成に関する方向性、また地域住民や事業者の参画の仕組みを創りあげていくため、地域住民・事業者の自主的な景観まちづくりの取り組みに支援や助成を行います。

#### ① 表彰・助成等

良好な景観形成を推進する活動をおこなった個人や団体に対して支援を行い、景観意識の高揚を図ります。また、技術的な支援や助成を行うことができる仕組みを設けます。

##### 【支援・助成の対象】

- ・個人や団体の活動に対しての表彰
- ・地区景観協議会の活動
- ・景観重要建造物・樹木の保存
- ・景観アドバイザーの派遣・技術的な援助 等

※重点地区への助成については、助成要綱等を定めて行う。

#### ② 景観審議会の設置

景観形成に関する基本的な事項や重要な事項の調査・審議、景観計画の策定・変更する場合の意見聴取等、第三者機関として景観審議会を設置することが可能です。

本市は都市計画区域でない地域を有しており、地域の実情も様々であることから、地域に即した措置を図るため、関市景観審議会（仮称）を設けます。